

加須市医療連携推進会議設置要綱

(令和 5 年 7 月 1 1 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 埼玉県済生会加須病院をはじめとした市内医療機関と加須市が緊密に連携し、市における医療提供体制の強化、医療機関間の連携と役割分担による地域完結型医療体制の構築その他の市の医療施策について検討するため、加須市医療連携推進会議（以下「医療連携推進会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 医療連携推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 中核病院とかかりつけ医の役割分担
- (2) 健康医療サービスの検討
- (3) 加須市地域医療ビジョンの策定及び進行管理に関すること。
- (4) 加須市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に関すること。
- (5) その他医療施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 医療連携推進会議は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、及び任命する。

- (1) 加須医師会から選出された者
- (2) 加須市薬剤師会から選出された者
- (3) 市の職員
- (4) 市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 医療連携推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、医療連携推進会議の事務を総理し、医療連携推進会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 医療連携推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 医療連携推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 医療連携推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 医療連携推進会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 医療連携推進会議の庶務は、健康スポーツ部いきいき健康医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、医療連携推進会議の運営に関し必要な事項は議長が別で定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則（令和6年3月25日健康医療部長決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月28日市長決裁）

この要綱は、令和7年10月28日から施行する。